

「(仮称) 南砺市こども計画」
(素案)

抜粋版

2024年12月

南砺市

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

こどもと若者は、社会の大切な宝であり、子育ては本市の未来を支える人材を育てる重要な営みです。親たちが、夢を抱き、生きがいを感じながら子育てを楽しみ、こどもと若者たちの笑顔と歓声がこだまする明るい社会は、本市のすべての人たちに共通する願いです。

本市が未来に向かって活力あるまちを維持していくためには、子育て家庭が安心と喜びをもって子育てができるよう地域全体で応援するという考えに立って、少子化の流れを変える取組を進めなければなりません。家庭や地域において、親から子へ子育ての喜びや楽しさを伝え、次代に生命をつなぎ育てていくことが大切です。

同時に、こどもと若者が尊厳を重んぜられ、自分らしく自分の希望に応じてその意欲と能力を生かすことができるようになることも大切です。

さらには、こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる社会を目指すことが求められています。

本計画では、こども大綱の理念を勘案し、こどもと若者が育つ環境づくりで重視すべき基本理念の一部を更新することとします。

したがって、本市のすべての住民が子育てを温かく応援するまちづくりを念頭に、こどもと若者の未来をみつめながら、こどもの最善の利益を第一に考え、豊かな人間として育つためのよりよい環境づくりを目指して、基本理念を以下のように定めます。

基本理念

すべてのこども・若者が尊重される社会を築き

子育ての喜びや夢をともに分かちあう まちづくり

※ 本計画においては、「こども」「若者」の表記を下記の通りとします。

「こども」…「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「児童期」（小学生年代）及び「思春期」（中学生から概ね18歳まで）の者

「若者」…「思春期」から「青年期」（概ね18歳以降から概ね30歳未満まで）の者

2 計画の方向性

本市では、第2期計画に基づいて、教育・保育事業の充実や、子育て家庭への経済的支援、配慮が必要な子どもと家庭への支援、などに取り組んできました。

様々な子育て支援サービスが充実する一方で、少子化に歯止めがかからない状況に対し、国は「こども基本法」に基づく「こども大綱」を策定し、少子化対策、貧困対策等を包含しつつ、こどもの権利の尊重、ライフステージで切れ目のない支援、若い世代の結婚・子育て支援などに取り組むとしており、市町村もまたこれらの取組を推進していくことが求められています。

一方で、国が求める多くの取組は、すでに第2期計画、もしくは関連する市の各種福祉計画において位置づけられており、それらの関係を整理しつつ、連携を高めていくことが求められています。

また、本市では「南砺市こどもの権利条例」に基づく、「南砺市こどもの権利推進に関するアクションプラン」を2024（令和6）年3月に策定していますが、「市町村こども計画」において取り組むべき内容と重なっていることから、本計画に統合することとし、本計画の体系の中に新しい基本目標を設定し、こどもの権利を尊重する取組を実施していきます。

同時に、これまで基本目標に掲げてきた、4つの柱に含まれる内容も、依然として重要な施策・事業であり、引き続き子ども・子育て支援の充実に努めていきます。

3 SDGsへの取組

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

本市においては、2024（令和6）年に、「（第3期）SDGs未来都市計画（2025～2027）」を策定しています。本計画においても、SDGs未来都市計画とも整合を図りつつ、こどもの最善の利益が実現される社会の実現を目指していきます。

4 基本的な視点

以下の4点を、本計画全体にわたる基本的な視点とします。

(1) こども・若者を尊重

全ての取組において、こども・若者が一人の人間として尊重され、こども・若者にとって何が最善かを第一に考えた支援となるよう努めます。

(2) 誰一人取り残さない

どのような状況にあるこども・若者・子育て中の保護者に対しても、最善の支援につながるよう、伴走型支援も含め、それぞれの課題に応じた支援となるよう努めます。

(3) 地域の力を活かす

課題解決型住民自治との連携やストック資産の活用による支援に努めます。

(4) 人口減少に対応した持続可能なサービス

人口減少によるサービスの担い手不足に対応するため、デジタル技術を活用して利性の向上と業務の効率化を図るなど、持続可能な支援となるよう努めます。

5 計画の基本目標

基本目標1 未来をひらく子育て支援

現状と課題

- 認定こども園の制度が導入されてから、保護者は就学前児童への幼児教育・保育サービスに期待を寄せるようになっていきます。これらのニーズに対応できるよう、研修等を通じて職員の資質向上に努めることが求められています。
- 保育士等の不足が全国的な課題となっています。こどもの育ちのために必要な職員を確保するために、引き続き保育士等の処遇改善を図っていく必要があります。
- 児童虐待や発達障害など、子育てに関する課題は徐々に増加してきています。こどもたちの健やかな成長のために、保育園と認定こども園の連携、保育園・認定こども園と小学校の連携により、こどもたちの円滑な就園と就学に努める必要があります。

施策の方向性

基本方針1 幼児教育・保育の充実

重点施策1 幼児教育・保育のカリキュラムの充実

重点施策2 南砺の風土や人材を生かした幼児教育・保育の充実

基本方針2 幼児教育・保育を支える人材・組織の育成

重点施策3 職員の人材確保と資質の向上

重点施策4 保育園等の組織力向上

基本方針3 幼・保・小の連携の取組推進

重点施策5 幼・保・小の連携事業の推進

※1 子育て支援：まず、こどもの育ちを中心に捉えて、そのためにはどのような社会をつくっていくのか。どのような条件整備をすればいいのかを考えていくことです。

子育て支援：こどもを育てる側、親・大人への支援を意味しています。



第4章 子ども・子育て支援の施策の展開

基本目標1 未来をひらく子育て支援

【成果指標】

指標名	令和5年度 現状値	令和11年度 目標値	担当課	典拠資料
子育てに喜びや生きがいを感じる割合	79.0%	90.4%	政策推進課	総合計画市民意識調査（毎年）

＜考え方＞ 幼児教育・保育の質の向上を図り、子どもと保護者の成長を促すことで、子育てに喜びを感じる
ことができる保護者の割合。

基本方針1 幼児教育・保育の充実

本市の「保育理念」であるこどもの育ちや保護者の子育てを支援し、地域の保育環境づくりを推進します。また、本市の「保育目標」に基づいた、「はじける笑顔がいっぱいで豊かな人間性をもった子どもたち」を育てます。

保育所保育指針等の「育みたい資質・能力」の3つの柱である知識や思考力、学びに向う姿勢を培う中で、こどもの主体的な遊びや自然体験活動等を積極的に取り入れ、継続していくことで、非認知能力が育まれ、自己肯定感が高い子どもを育てていきます。

重点施策1 幼児教育・保育のカリキュラムの充実

本市の「保育目標」を達成するために、こどもの発達の特徴を踏まえたカリキュラム（全体的な計画等）を編成し、計画性をもった適切な幼児教育・保育を行います。

子ども一人ひとりの幼児期の特徴を踏まえながら、子ども主体の自発的な遊びを大事にするなど幼児教育・保育内容を工夫し、「こどもの最善の利益」の確保に努めます。

幼児教育・保育施設での、非認知能力を身に付けるための保育内容を、保護者にも理解してもらう機会をつくることや情報を提供することにより、保育者や保護者が同じ価値観に立ち一緒になって子育てをする意識の浸透に努めます。

幼児教育・保育施設での日常の保育や保育参観等で親子が一緒になって行う運動遊び教室などを実施することにより、こどもの運動能力の向上に努めます。

【主な事業】

No.	事業・取組	内容	基本的な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
1	全体的な計画に基づく取組の推進	市の「保育目標」を達成するために、こどもの発達の特徴を踏まえたカリキュラム（全体的な計画等）に基づく取組を推進します。	①	推進	子ども課
2	生きていく力の基礎を育む幼児教育・保育の充実	主体性を持って、こどもが自ら遊びを楽しむ環境づくりを行います。	①	推進	子ども課

3	運動能力の向上	親子が一緒になって行う運動遊び教室等を実施し、こどもの運動能力の向上に努めます。	①	開催教室数 67 推進	生涯学習スポーツ課 こども課
				推進	

重点施策2 南砺の風土や人材を生かした幼児教育・保育の充実

こどもたちがふるさとへの誇りと愛着をもち、自己肯定感が高いこどもを育てていくために、南砺の風土や人材を生かし、こどもの主体的な遊びや自然体験活動や地域住民とふれあう活動等を積極的に取り入れていきます。

【主な事業】

No.	事業・取組	内容	基本的な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
4	自然体験活動等の実施	自然体験活動等を取り入れ、継続していくことで、非認知能力の向上に努めます。	①	推進	こども課
5	保育園等における食育の推進	公立12園共通の食育計画に基づき、食事マナーや自園栽培を通じた食育を推進します。 地場産食材の活用により、地域に根ざした食育の啓蒙を行います。 小・中学校においても引き続き食育を推進します。	① ② ③	推進	こども課 教育総務課

基本方針2 幼児教育・保育を支える人材・組織の育成

保育士等の職員の確保と研修・自己研鑽による資質の向上を図り、こどもの学び・遊ぶ意欲を支える環境づくりに努めるなど、幼児教育・保育を支える資質の高い人材を育成します。

重点施策3 職員の人材確保と資質の向上

保育士・看護師等の人材の確保では、保育士の新規採用や退職者の再任用継続勤務の推進、ハローワークへの募集登録、処遇改善等により、確実な確保に努めます。

また、小中高生や保育士養成校の学生に対する保育士の魅力発信を実施し、将来的な人材確保にも努めます

幼児教育・保育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、教育・保育内容や指導方法、環境の改善等について指導・助言を行うアドバイザーを配置し、職員の資質の向上を図ります。

職員が園児一人ひとりと関わる時間を増やすため、事務作業の効率化や、雇用形態・勤務形態の見直しに取り組み、引き続き働き方改革を推進します。

【主な事業】

No.	事業・取組	内容	基本的な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	

6	職員の人材確保	保育士等の働き方を見直し、魅力ある職場づくりに向けて環境改善を行い、職員の募集や掘り起こしなどにより人材確保に努めます。	④	推進	こども課
7	全国・県内研修への参加	保育士等の全国・県内研修会への参加機会を増やし、その内容を共有して職員全体の資質の向上に努めます。	①	全国 18 人 東海北陸 3 人 県内 144 人 推進	こども課
8	園児の年齢に合わせた保育力の育成	市保育士会で年齢別部会研修を開催し、保育の質の向上を図ります。	①	年齢別部会研修 5 年齢 × 2 回 給食部会 × 2 回 推進	こども課
9	アドバイザー等による保育園等の巡回訪問の実施	教育・保育のアドバイザー等を配置して保育園等の巡回訪問を行い、教育・保育内容や指導方法、環境改善について助言・指導を行います。	①	保育園等 12 園 で 20 回 推進	こども課

重点施策4 保育園等の環境整備・組織力向上

保育園等を運営していくには、施設環境や機能の整備・充実を図るとともに、園長を中心に臨時職員も含めた全ての職員が職員同士のよさを認め合い・補い合う組織として一体となった力が必要です。

公開保育や園内OJTなどの研修の推進・充実に努め、個々の職員の資質の向上を図ることにより組織力の向上を推進します。臨時職員においても研修等の充実と参加率の向上を図り、園全体の資質を向上させ組織力を高めます。

〔主な事業〕

No.	事業・取組	内容	基本的な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
10	保育園等の施設環境・組織力の向上	保育園等において必要な施設環境や機能の整備・充実を図るとともに、園長を中心に臨時職員も含めた全ての職員が一体となった組織力の育成・向上を図ります。	①	推進	こども課
11	園内研修の充実	市独自の園内公開保育や研修を充実させて、個々の職員の資質の向上を図り組織力の向上を推進します。	①	公開保育実施園 12 推進	こども課
12	臨時職員研修の充実	質の高い保育を確保していくために、臨時職員研修の充実と参加率の向上を図り、園全体の組織力を高めます。	①	受講率 100%	こども課

基本方針3 幼・保・小の連携の取組推進

就学前の子どもたちの「育ち」と「学び」をつなげていくために、幼・保・小の連携を図り小学校教育の基盤となる幼児教育・保育の充実に向けた取組を推進します。

重点施策5 幼・保・小の連携事業の推進

各小学校区において、日常的に教職員が幼児教育・保育の様子や授業内容を参観し、こどもの姿を把握して子どもへのよりよい関わり方等について意見交換等を行います。

また、小学校就学時の具体的な姿「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿^(※1)」を互いに共有し、就学前の教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

※1 幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿：

- ①健康な心と体 ②自立心 ③協同性 ④道徳性・規範意識の芽生え ⑤社会生活との関わり
- ⑥思考力の芽生え ⑦自然との関わり・生命尊重 ⑧数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
- ⑨言葉による伝え合い ⑩豊かな感性と表現

〔主な事業〕

No.	事業・取組	内容	基本的な視点	令和5年度 現状値	担当課
				令和11年度 目標値	
13	保育園と認定こども園の連携	公立と私立の保育園・認定こども園の連携を推進します。	①	会議・研修会 13回 推進	こども課
14	就学前教育・保育と小学校の連携	一貫した一人のこどもの成長を連続して見守っていくよう、保育園・認定こども園から小学校への連携を推進します。	①	実施小学校数 9校(100%) 推進	教育総務課 こども課
15	保育園等での小学生等との異年齢児交流事業	市内の保育園等や児童館で異年齢児交流事業を実施します。	①	連携の実施率 100% (保育園等12) (児童館4) 100%	こども課

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進

本計画は、児童福祉のみならず、保健、教育、生活環境、仕事と家庭の両立支援、安全対策など広範囲にわたる子育て支援に関する総合的な計画です。

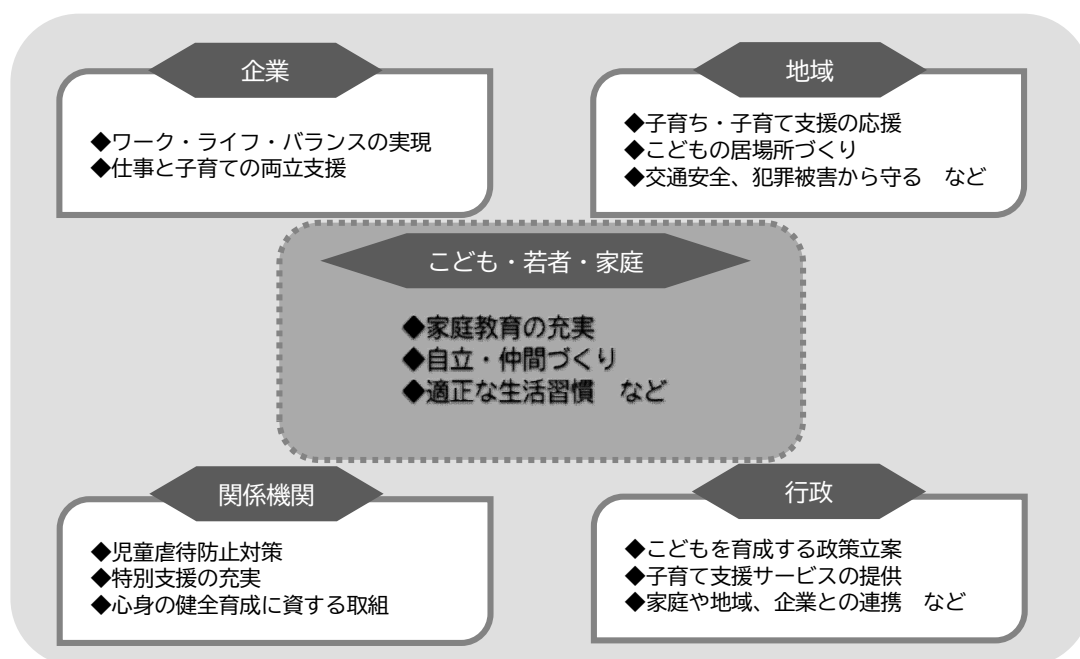
このため、市長を本部長とする「こども施策推進本部」を中心に庁内の各関係部署間の連携を強化し、全庁的に施策を推進するとともに、保健センターや教育機関、警察等の関係機関、県、近隣市町村とも協力体制を構築し、市の隅々まで行きわたる、適切な計画の推進を図ります。

さらに、市民のニーズに応じた適切な子育て支援が行き届くよう、また、子育て支援に係る多様なサービスを効果的・効率的に提供していくためにも、今後も横のつながりを強化し、総合的な取組を推進していきます。そして、計画の進捗状況の把握に努め、計画的な事業の推進を図ります。

2 関連機関や地域との連携

この計画を実効性のあるものとするためには、市民や事業者、行政の協働により、施策を推進していく必要があります。施設や企業、市民一人ひとりの理解と協力を得るためにも、本計画の趣旨や理念、施策の内容等の周知を図ります。

また、子育て支援は、保育園や認定こども園、学校といった子育て支援関係者だけが一手に担うものではなく、これらはいくまでも子育て支援サービスを提供する中心的な存在であり、市民の一人ひとりが子育て支援の担い手であるという考えのもとに、子育て環境を支える地域の方々と連携、協働して、子育て支援の輪が広がるまちづくりに取り組みます。



3 計画の進行管理及び計画の点検・評価

(1) 計画の点検及び評価

計画期間においては随時本計画の第4章、第5章に記載した各施策及び事業の実施状況や子ども・子育て支援事業の事業量の確保策の進捗状況について点検及び評価し、南砺市子ども・子育て会議に報告します。会議では、変更が必要な場合は、重要性・緊急性を勘案し、他の施策や事業との整合に配慮しながら、より適切かつ充実した取組となるよう調整を図っていきます。

なお、上位計画である総合計画及び地域福祉計画に掲げられている重点施策については、それぞれの計画で点検及び評価を行うこととします。

(2) 計画の公表

点検及び評価並びに見直しについては、広く住民に公表して、周知を図るとともに、意見や要望等を集約し、取組に反映するよう努めます。

